

秘密指定解除

公文書監理室

平成6年12月9日

北東アジア課

1. 概 要

(1)成 立 平成6年12月9日（施行平成7年7月1日）

(2)特 色

○前文において、国の責任において総合的な被爆者対策を実施するという法制定の趣旨を明確化。（ただし、国家補償ではない。）

○被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けた者であることが必要）であって、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度（昭和44年より実施）の対象となる前に死亡した者の遺族であるものに対し、特別葬祭給付金（10万円）を給付。

（平成9年6月30日までに請求する必要有り。）

○現行の原爆2法に基づく各種の手当等（注）については、引き続き支給。

（ただし、健康管理手当等につき現在設けられている所得制限は撤廃。）

○その他、原爆の惨禍を後世に伝える事業、死没者追悼事業等及び福祉事業、原子爆弾の調査研究等を実施。

注：医療特別手当（135、400円／月）、特別手当（50、000円／月）、原爆小頭症手当、健康管理手当、保険手当、介護手当、葬祭料（現在149、000円）

2. 当課として留意しておくべき点

(1)在韩国、北朝鮮の被爆者への新法の適用（法令協議における厚生省の見解）

○現行法と同様、日本国内に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用。

○日本国内短期滞在者も適用対象となる。

理由：法における給付が公の財源により行われる制度であることから、財政的な制約や社会連帯・公平など社会保障の理念を総合的に勘案して国外居住者を適用対象としていない。

（注：○昭和57年から61年の間に実施された在韓被爆者渡日治療（渡航費韓国政府負担）においては、354人の在韓被爆者が渡日後直ちに被爆者健康手帳を交付された実績有り。

○短期滞在者に対する葬祭料等の手当の支給実績については、広島市及び長崎市に照会したところ、そのような統計はとっていないので不明との由。）

(2)在日韓国・朝鮮人に対する新法の適用

○日本国内に居住している限り適用される。

○現行法においても、在日韓国・朝鮮人は適用を受けており（平成6年3月現在広島市1524人、同年6月現在長崎市92人、その他の都道府県は不明）、在日韓国、朝鮮人との関連で特段の問題が生じることは考えられない。

(3)在韓被爆者支援拠出金（40億円）との関連

在韓被爆者支援拠出金は、被爆者に対する医療面での支援を行うためのものであり、本来、現行の原爆2法に準じた形で被爆者個人に手当が支給されるようにはなっていない。したがって、特別葬祭給付金の規定が新法に追加されたことによって、横並びの観点から在韓被爆者拠出金の運用変更または他の措置をもって在韓被爆者に同趣旨の手当を支給する必要性が生じるものではない。